

令和6年度春日市障がい者週間啓発事業

障がい者への理解促進講演会～合理的配慮の提供～

障害者差別解消法により、障がいのある人への合理的配慮が求められています。令和6年4月1日からは、行政だけではなく民間事業者などによる障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

では、合理的配慮とは具体的にどのようなことを指すのでしょうか？

また、障がいのある人に対応する際、どのような点に注意すべきなのか、福岡県の障がい者差別解消専門相談員を講師に迎えて、分かりやすく説明してもらいます。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいのある人にはどのような困りごとがあるのか、どうやってコミュニケーションをとればいいのかなどについて一緒に学びましょう。

講演名：障がいを理由とする差別の解消の推進について ～合理的配慮の提供～

講 師：福岡県障がい者差別解消専門相談員 羽野氏

日 時：令和6年12月7日（土）午前10時から約1時間

会 場：春日市役所大会議室（春日市原町3丁目1番地5）

対象者：春日市内事業所、自治会、民生委員などをはじめ、
関心のある市民の方

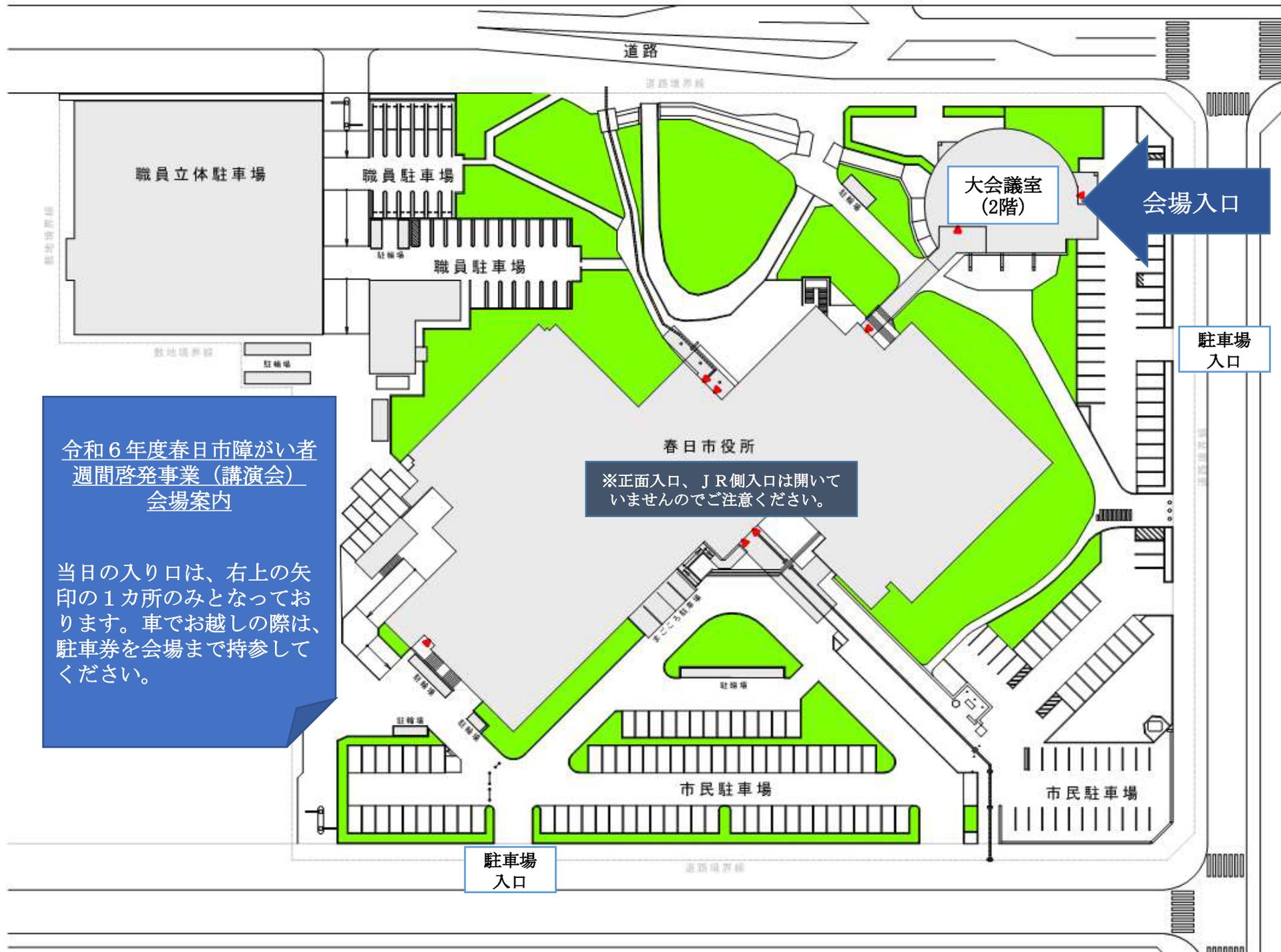
※特に申込みは必要ありません。

※手話通訳者と要約筆記者を配置します。

障がいのある人への理解を深めるため、関心のある方は、
ぜひお気軽にご参加ください。



主 催 春日市地域共生部福祉支援課障がい福祉担当
連絡先 092-584-1111（内線1931）



道路

道路境界線

職員立体駐車場

職員駐車場

駐輪場

職員駐車場

大会議室
(2階)

会場入口

駐車場
入口

令和6年度春日市障がい者
週間啓発事業（講演会）
会場案内

当日の入り口は、右上の矢印の1カ所のみとなっております。車でお越しの際は、駐車券を会場まで持参してください。

春日市役所

※正面入口、JR側入口は開いて
いませんのでご注意ください。

駐輪場

市民駐車場

市民駐車場

駐車場
入口

道路境界線